



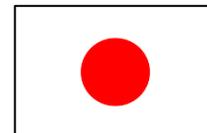
ASEANとともに「法の支配」を推進する

－日本ASEAN友好協力50周年の成果、51年目からの実践－

司法制度調査会 第1回会合

2024年2月27日

ASEAN日本政府代表部大使 紀谷昌彦





ASEAN大使

紀谷 昌彦 (きや まさひこ)

生年月日 昭和39年12月23日生

最終学歴 東京大学法学部第二類卒業 (昭和62年3月)

採用試験 昭和61年外務公務員採用I種試験

出身地 北海道

- | | |
|----------|--|
| 昭和62. 4 | 外務省入省 |
| 平成12. 8 | 在アメリカ合衆国日本国大使館 一等書記官 |
| 16. 1 | 在バングラデシュ日本国大使館 参事官 |
| 18. 4 | 総合外交政策局国連政策課国際平和協力室長 |
| 20. 8 | 総合外交政策局国連企画調整課長 |
| 22. 8 | 防衛書記官 地方協力局提供施設課長 |
| 24. 8 | 在ベルギー日本国大使館 参事官 |
| 25. 1 | 在ベルギー日本国大使館 公使 |
| 27. 3 | 特命全権大使 南スーダン国駐筭 |
| 29. 9 | 中東アフリカ局アフリカ部・国際協力局 参事官
TICAD担当大使 (29年10月より) |
| | 政策立案参事官 (30年4月より) |
| | NGO担当大使 (30年9月より) |
| 令和 1. 9 | 在シドニー総領事館 総領事 |
| 令和 4. 12 | ASEAN日本政府代表部 大使 (現職) |

(論点)

1. ASEANでの「法の支配」がなぜ重要か？
2. ASEANでの「法の支配」の課題は何か？
3. 日本はこれまで何をしてきたか？
4. 日本はこれから何をすべきか？

1. ASEANでの「法の支配」がなぜ重要か？

- **地政学的要衝のパートナーとの本質的原則の共有**
シーレーンの要衝。自由で開かれたインド太平洋（FOIP）実現の要。
ASEANが「法の支配」など本質的原則を共有するパートナーとして 平和と繁栄を追求することは、地域の安定にとって重要。
- **世界の成長センターにおける透明性の推進**
日本企業の製造拠点。成長する消費市場。世界の成長センター。
経済成長の基盤となる透明性ある紛争解決手段（予測可能で公平な法律・司法制度、人材）は、日ASEANの経済にとって重要。
- **アジア諸国に先立って法制度を確立した日本の使命**
地理的・文化的に近接。50年以上の協力・交流で信頼の基盤が存在。
日本は自国の法文化の上に西洋法を継受して独自の法制度確立。
日本がアジア、国際社会の一員として、自らの経験をASEANに伝えることは重要。



ASEAN各国の概要

ASEANは、国の規模、体制、宗教、社会文化が異なる多様な国の集まり。

ASEAN基本データ（2022年）

人口：約6.7億人（世界の約8.5%）
面積：約449万km²（世界の約3%）
GDP：約3.6兆ドル（世界の約3.6%）

【日本】

人口：1億2568万人
GDP：42,601億ドル
GDP/人34,064ドル
GDP成長率：1.02%
面積：38万km²



岸田総理
(2021年10月就任)

【ラオス】

人口：753万人
GDP：157億ドル
GDP/人：2,088ドル
GDP成長率：2.71%
面積：24万km²
(本州とほぼ同じ)



ソンサイ首相
(2022年12月就任)

【ベトナム】

人口：9,819万人
GDP：4,088億ドル
GDP/人：4,164ドル
GDP成長率：8.02%
面積：33万km²
(九州を除いた日本)



トゥオン国家首席
(2023年3月就任)

【フィリピン】

人口：1億1556万人
GDP：4,043億ドル
GDP/人：3,499ドル
GDP成長率：7.57%
面積：30万km²
(日本の約80%)



マルコス大統領
(2022年6月就任)

【ブルネイ】

人口：45万人
GDP：167億ドル
GDP/人：37,152ドル
GDP成長率：-1.63%
面積：5,770km²
(三重県とほぼ同じ)



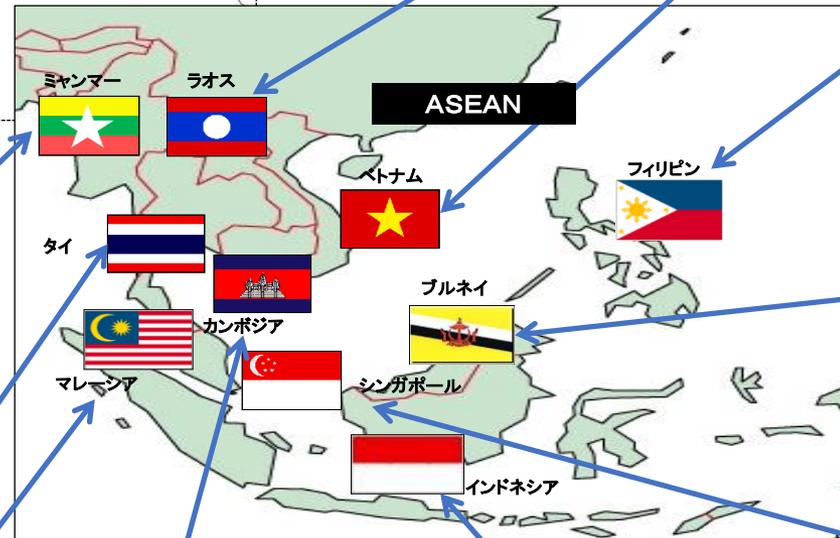
ボルキア国王
(1984年1月就任)

【シンガポール】

人口：564万人
GDP：4,668億ドル
GDP/人：82,808ドル
GDP成長率：3.65%
面積：720km²
(東京23区とほぼ同じ)



リー・シェンロン首相
(2004年8月就任)



【ミャンマー】

人口：5,418万人
GDP：594億ドル
GDP/人：1,096ドル
GDP成長率：3.00%
面積：68万km²
(日本の約1.8倍)



ウイン・ミン大統領
(2018年3月就任)

(*2021年2月以降、ミン・アウン・フライン国軍司令官が全権掌握。)

【タイ】

人口：7,170万人
GDP：4,953億ドル
GDP/人：6,909ドル
GDP成長率：2.59%
面積：51万km²
(日本の約1.4倍)



セター首相
(2023年8月就任)

【マレーシア】

人口：3,394万人
GDP：4,063億ドル
GDP/人：11,972ドル
GDP成長率：8.69%
面積：33万km²
(九州を除いた日本)



アンワル首相
(2022年11月就任)

【カンボジア】

人口：1,677万人
GDP：300億ドル
GDP/人：1,787ドル
GDP成長率：5.16%
面積：18万km²
(日本の約半分)



フン・マネット首相
(2023年8月就任)

【インドネシア】

人口：2億7,550万人
GDP：13,191億ドル
GDP/人：4,788ドル
GDP成長率：5.31%
面積：1,92万km²
(日本の約5倍)



ジョコ大統領
(2014年10月就任)

(出典：IMF、World Bank、財務省貿易統計)

2. ASEANでの法の支配の課題は何か？

- 法律・司法制度の課題

基本的法律の整備。

これを運用する公正な司法制度の確立。

持続的成長を実現するために不可欠な基盤（グッドガバナンス）の更なる改善。

- 法律・司法制度を担う人材の課題

法律・司法制度を担う十分な能力をもった人材の育成。

法律・司法制度を担う人材の意識の改善。同人材に対する信頼の向上（汚職問題への対応等）。

- 国際化に伴う課題

ASEAN法務分野の対話国は現在日本のみ（2021年より）。

グローバルな課題（サイバー犯罪、国際商取引等）を解決するための枠組み・パートナーの構築。

3. 日本はこれまで何をしてきたか？

• 日本による支援の歴史

- 1962年 国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）がASEAN諸国等に刑事司法分野のマルチ研修を開始。
- 1994年 法務省がASEAN諸国等に民商事中心の法制度整備支援開始。2001年から法務総合研究所国際協力部（ICD）中心。
- 2021年 日本がASEAN法務分野で初めての対話国に。第1回日ASLOM（ASEAN高級法務実務者）協議。2022年に第2回ASLOM協議。
- 2023年 日ASEAN特別法務大臣会合、ASEAN－G7法務大臣特別対話。日ASEAN法務・司法ワークプラン採択。日ASEAN特別首脳会議（共同ビジョン・ステートメント及び実施計画の採択）

• 日本による支援の特徴

日本の法制度を押しつけず、相手国の立法・司法関係者と対話しながら、相手国の実情に合った法律制度を共に考える。
相手方が主体的に制度を構築し、運用・改善できる能力向上を図ることを重視（寄り添い型支援・長期的視点）。
ASEAN諸国から高く評価、強固な信頼関係とネットワーク構築。

○ 国連アジア極東犯罪防止研修所（アジア研）のマルチ研修等

法務総合研究所
国際連合研修協力部



- ・ 1962年以来 61年の実績
- ・ 刑事分野
- ・ 実務家の人材育成、調査研究等
- ・ 144の国・地域 6,500名超の卒業生 (2024年2月15日現在)
- ・ 主な研修
国際研修・セミナー
(刑事司法/犯罪者処遇/高官セミナー/汚職防止/再犯防止・被害者保護) グッドガバナンスに関する地域セミナー



○ アジアを中心とした二国間の法制度整備支援

法務総合研究所
国際協力部



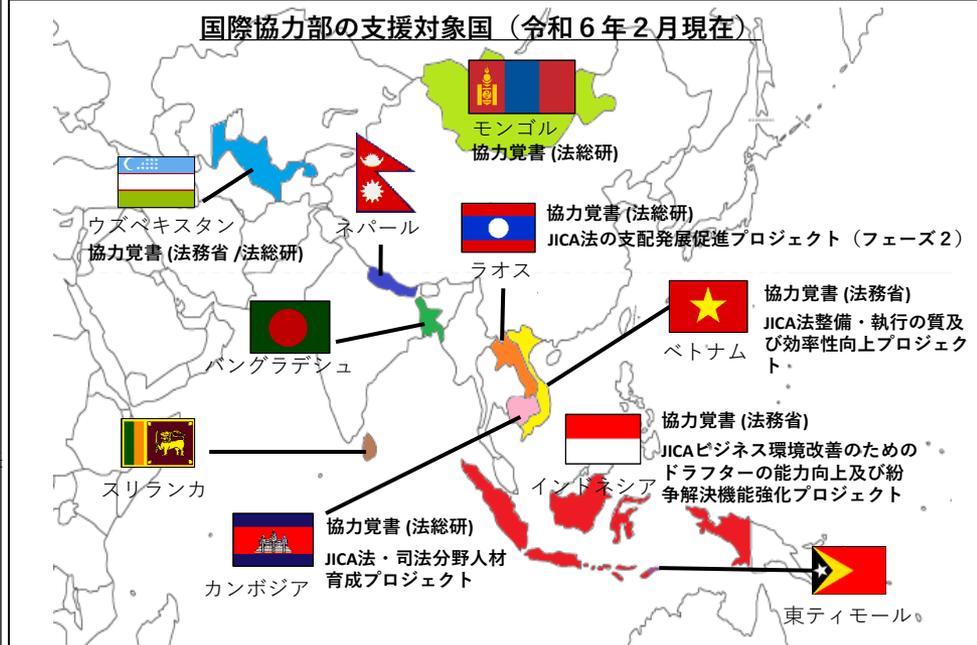
- ・ 1994年以来 約30年の実績
- ・ 民商事法を中心に幅広い法分野の支援
- ・ 法令起草、運用改善、人材育成支援等
- ・ アジアを中心に10カ国以上
- ・ 主な支援実績
民法起草支援
(ベトナム、カンボジア、ラオス等)
知的財産関係の支援
(インドネシア等)



アジア研の卒業生が高位高官に昇進した例

 中国	● 最高人民法院院長 ● 最高人民法院副院長	 韓国	● 法務大臣 ● 検事総長
 インドネシア	● 最高裁副長官	 フィリピン	● 次長検事 ● 国家警察委員会委員 ● 法務省保護局長
 シンガポール	● 検事総長府刑事局長	 タイ	● 法務大臣 ● 最高裁長官 ● 検事総長 ● 法務次官
 ネパール	● 最高裁長官 ● 首相 ● 法務次官 ● 職権濫用調査委員会局長	 東ティモール	● 司法省矯正・社会復帰支援局長
 パキスタン	● 国家警察長官	 スリランカ	● 最高裁長官 ● 最高裁判事 ● 法務次官
 ブラジル	● 連邦検察庁国際協力局長	 ケニア	● 内務省保護局長 ● 労働・社会保障サービス省児童局長
 イタリア	● 国際刑事裁判所判事	 コスタリカ	● 駐日大使
 オーストラリア	● 最高裁上席判事	 フィジー	● 国際連合人権理事会議長 ● 国際刑事裁判所次席検察官

国際協力部の支援対象国（令和6年2月現在）



- ウズベキスタン: 協力覚書 (法務省/法総研)
- モンゴル: 協力覚書 (法総研)
- ネパール: 協力覚書 (法総研)
- ラオス: 協力覚書 (法総研) JICA法の支配発展促進プロジェクト (フェーズ2)
- バングラデシュ: 協力覚書 (法務省)
- スリランカ: 協力覚書 (法務省)
- カンボジア: 協力覚書 (法総研) JICA法・司法分野人材育成プロジェクト
- インドネシア: 協力覚書 (法務省) JICAビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト
- ベトナム: 協力覚書 (法務省) JICA法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト
- 東ティモール: 協力覚書 (法務省)

日ASEAN特別法務大臣会合

(2023年7月6日)

参加国・機関

日本、ASEAN各国（ミャンマー除く）、ASEAN事務局、東ティモール、国連開発計画（UNDP）、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）、国連アジア極東犯罪防止研究所（UNAFEI）、タイ法務研究所（TIJ）

開催意義

我が国が法制度整備支援を通じて築いたASEAN各国との信頼関係を背景に、ASEANが、域外国との間で初めて開催する法務・司法分野の閣僚級会合

テーマ

「法の支配を推進するための日ASEANの連携強化：友好協力関係50周年後の新たなフェーズへ」

成果

<共同声明・ワークプランのポイント>

- **イコールパートナーシップの精神**に基づき、協力関係を深化していくことを明記
- 人材育成と能力構築促進のための計画的・組織的な人材交流、スキームの策定
- 相互理解強化に向けた共同研究・訪問研修の実施

ASEAN・G7法務大臣特別対話

(2023年7月7日)

参加国・機関

ASEAN各国（ミャンマー除く）、ASEAN事務局、東ティモール、G7各国、EU、UNDP、UNODC

開催意義

- ASEANとG7の法務閣僚による史上初の会合
- ASEANとG7の法務大臣双方の関心分野について各参加者が意見交換し、**将来的な二国間・多国間関係の構築のプラットフォーム**を目指す

テーマ

インド太平洋における「法の支配」推進に向けた**G7とASEANの法務・司法分野での連携**

成果

<議長声明の主なポイント>

- 今後の更なる対話継続に向けた土台を築いたことを確認
- 法務・司法分野の次世代を担う人材を対象とした**「ネクスト・リーダーズ・フォーラム」**創設



日ASEAN特別法務大臣会合
(2023年7月6日、於東京)
(法務省提供)



ASEAN-G7法務大臣特別対話
(2023年7月7日、於東京)
(法務省提供)

日ASEAN特別首脳会議（2023年12月17日、東京）

●日ASEAN友好協力に関する共同ビジョン・ステートメントの採択



－副題：信頼のパートナー（Trusted Partners）

（インド太平洋に関するASEANアウトックと、日本の自由で開かれたインド太平洋構想とが本質的原則を共有することを認識。すべての人間が生まれながらにして自由であり、尊厳と権利とについて平等であることを確認。）

我々のビジョンは、共有された価値や原則が確保され、全ての国が平和及び繁栄を追求でき、民主主義、**法の支配**、**良い統治**並びに**人権及び基本的自由の尊重の原則が守られる世界を目指す**こと。我々は、相互信頼に基づき、ASEAN一体性と中心性を支持しつつ、次の3つの柱の下で、互恵的な包括的戦略的パートナーシップを強化する。

①世代を超えた心と心のパートナー

日ASEANパートナーシップの基盤である、相互信頼、相互理解、相互尊重の「心と心」の関係をさらに育むことにコミット。
若者や人的交流、知的交流の強化。

②未来の経済・社会を共創するパートナー

多様、包摂的、強靱、自由、公正、豊かで持続可能な経済社会を共創。
共通の経済的・社会的課題に共同で取り組む。
質の高いインフラによる連結性やサプライチェーン強靱性・産業競争力の強化、
持続可能なエネルギー安全保障・エネルギー移行の促進。

③平和と安定のためのパートナー

自由で開かれたインド太平洋の促進、安全保障協力の強化、
核なき世界に向けた核軍縮・不拡散、**法の支配等の促進**、WPS等の促進。

●岸田総理から、
「信頼」に基づく
「共創」により
目指す「平和と
繁栄」のための
アクション
を発表

●実施計画（共同ビジョンステートメント別添）の採択

共同ビジョン・ステートメントの3つの柱に沿った具体的協力の項目を示す文書。
（合計**130項目**。40周年時の実施計画は75項目。）

実施計画に記載されている主要協力分野

1. 世代を超えた心と心のパートナー

- ✓ 青年交流
- ✓ 文化交流
- ✓ スポーツ
- ✓ 観光
- ✓ 語学
- ✓ 教育
- ✓ 科学・技術
- ✓ ASEAN事務局支援

2. 未来の経済・社会を共創するパートナー

- ✓ 経済
- ✓ 金融
- ✓ 連結性
- ✓ 気候変動
- ✓ エネルギー・重要鉱物
- ✓ 環境
- ✓ 防災
- ✓ 保健
- ✓ デジタル
- ✓ 宇宙
- ✓ 農業・食料システム
- ✓ 社会課題

3. 平和と安定のためのパートナー

- ✓ **法の支配**
- ✓ 海洋安全保障
- ✓ 防衛
- ✓ WPS・YPS
- ✓ 核軍縮
- ✓ 人権
- ✓ テロ・国際犯罪
- ✓ サイバーセキュリティ
- ✓ 偽情報
- ✓ 出入国管理
- ✓ 平和構築

4. 日本はこれから何をすべきか

- **これまでの取組（法制度整備支援）の深化**
法律・司法制度が根付き人材が育つまで、丁寧に寄り添い続ける。
- **ASEANに焦点を当てた新たな取組の推進**
日ASEAN法務・司法ワークプランを着実に実行する。
これまでの法制度整備支援（バイを中心）を土台に、マルチ（ASEAN）を対象とした法制度整備支援に発展させる。
- **法務・司法分野での重層的連携の強化**
ASEAN法務分野の各層で連携を強化し、各層と国際社会（G7等）や国際機関（ERIA等）との橋渡し役となる。
ASEAN法務分野で国際的に活躍する人材の育成を強化する。

4. 日本はこれから何をすべきか

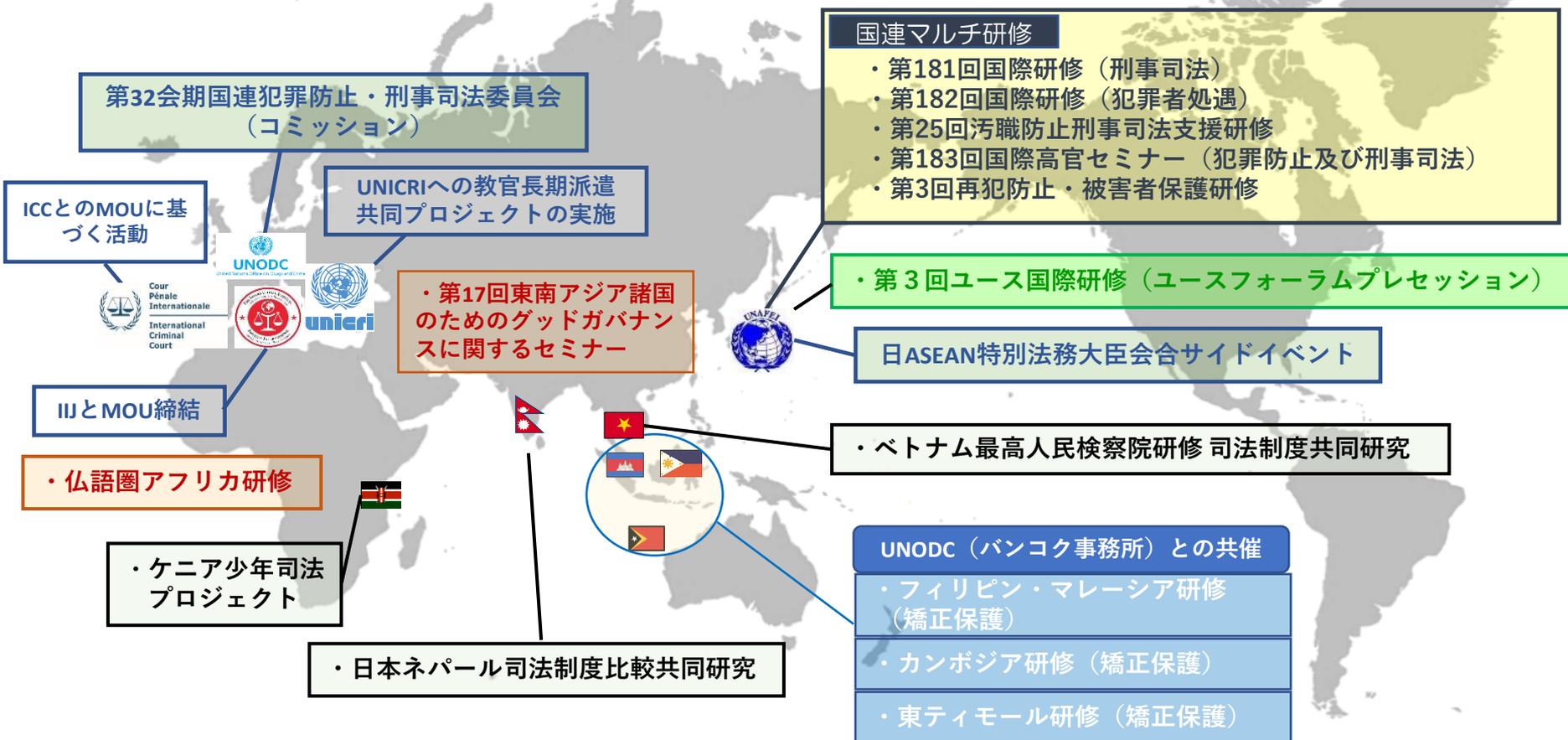
資料提供：法務省

これまでの取組（法制度整備支援）の深化



国連アジア極東犯罪防止研修所
UNITED NATIONS ASIA AND FAR EAST INSTITUTE
FOR THE PREVENTION OF CRIME AND THE TREATMENT OF OFFENDERS

国連アジア極東犯罪防止研修所(アジア研)の活動(令和5年度)



⇒関係機関との連携を強化しながら、各国で、法律・司法制度が根付き人材が育つまで、**丁寧**に寄り添い続ける

4. 日本はこれから何をすべきか

これまでの取組（法制度整備支援）の深化

資料提供：法務省

法務総合研究所国際協力部（ICD）が現在実施している法制度整備支援事業の内容

◎ 概要

2024年2月 法務総合研究所国際協力部

- ・ 域内格差是正のためのメコン諸国に対するセミナー等（ベトナム、カンボジア、ラオス）
- ・ 民事法、行政法等の基幹法令やビジネス関係法令の整備・運用のためのセミナー、共同研究等（インドネシア、ウズベキスタン等）
- ・ 法令の適切な運用や調停に関する支援等、法制度の安定性、予測可能性の向上、公平かつ迅速な紛争解決の促進に資するもの。

ベトナム社会主義共和国



【現在の取組】

- ・ JICA「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」ほか
～法規範文書の不統一、法執行の非効率等を改善するための重要課題を特定した上、具体的な解決策を検討・提案する活動を実施中。

ラオス人民民主共和国



【現在の取組】

- ・ JICA「法の支配発展促進プロジェクト（フェーズ2）」ほか
～事実認定と法令の解釈適用を適切に行う能力を身に付けた法律実務家を育成する基盤形成を支援。
- ・ 国立司法研修所との協力（刑事法に関する研究等）

カンボジア王国



【現在の取組】

- ・ JICA「法・司法分野人材育成プロジェクト」ほか
～裁判官教育におけるカリキュラムや教材の作成・改訂、教官の能力向上等を支援。
- ・ 王立司法学院との協力（民事司法改善等）

スリランカ民主社会主義共和国



【現在の取組】

- ・ JICA国別研修（公正な司法アクセス強化）

東ティモール民主共和国



【現在の取組】

- ・ 土地関連法等に関するセミナー実施

インドネシア共和国



【現在の取組】

- ・ JICA「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」
～法的整合性向上、知財事件等のビジネス関連事件に関する裁判官の法的判断及び訴訟運営に関する能力向上支援など

ウズベキスタン共和国



【現在の取組】

- ・ JICA国別研修（権利保護のための司法能力強化）
- ・ 行政法解説書の作成支援
- ・ 犯罪白書作成支援等
- ・ 司法関係者の能力向上支援等

モンゴル国



【現在の取組】

- ・ 国立法律研究所との協力（両国法制度比較等）
- ・ 商取引法関連規定の整備に関する共同研究

ネパール連邦民主共和国



【現在の取組】

- ・ JICA国別研修（民法の運用に係る能力強化）
- ・ 民法、刑事関連法の運用に関するセミナー実施

バングラデシュ人民共和国



【現在の取組】

- ・ JICA国別研修（司法機関の能力強化、調停人養成等）
- ・ 事件管理・訴訟遅延解消に関するセミナー実施

⇒関係機関との連携を強化しながら、各国で、法律・司法制度が根付き人材が育つまで、**丁寧**に寄り添い続ける

4. 日本はこれから何をすべきか

ASEANに焦点を当てた新たな取組の推進

資料提供：法務省

ASEAN各国のみならず同地域における知的財産権保護法制・運用の充実のための支援 国際知財シンポジウム (Judicial Symposium on Intellectual Property)

国際知財司法シンポジウム (JSIP)

- 法務省、最高裁判所、知的財産高等裁判所、特許庁、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットの6者による連携（共催）により、年1回、国際シンポジウムを開催（奇数年はアジア版、偶数年は欧米版を交互に開催。法務省はアジア版のみ参加）
- 【開催状況】＜シンポジウム＞開催日程：令和5年10月17日～19日 参加者：会場約330人、オンライン850人
＊次回アジア版は令和7年秋頃

ASEANフォローアップセミナー (JAIF活用予定)

- ASEANのうち知財に関する支援の必要性が高い国に対して、シンポジウム (JSIP) のフォローアップを目的とし、隔年で2国間 (バイ) セミナーを開催。今後は、情報共有プラットフォームの構築も視野に、多国間 (マルチ) での開催も検討
- 【開催状況】＜セミナー＞前回開催：令和4年12月6日、9日、対象国：ベトナム・カンボジア＊次回令和6年度 (インドネシア)

ASEAN地域における国際仲裁・調停の普及のための支援 国際仲裁・調停に関する日ASEAN セミナー (仮題)

- 国際仲裁は、一方当事者の裁判権に服することはなく、契約当事者が選んだ公平・中立な仲裁人の判断に従うという**私的自治を尊重したフェアな紛争解決手段であり、「法の支配」の実現に資するもの**。
- 我が国との取引が盛んなASEAN地域における国際仲裁・調停の普及について我が国がリーダーシップを発揮することにより、ASEAN法務司法分野における我が国の国際的なプレゼンスを高める。
- ASEAN地域における国際仲裁・調停の普及に向けて、同地域の政府機関・仲裁機関や国際機関等と連携し、国際仲裁の意義や有用性に関するシンポジウムをASEAN地域において開催予定 (令和6年度中を予定)。

4. 日本はこれから何をすべきか

法務・司法分野での重層的連携の強化



日ASEAN

ASEAN (法務)

国際社会・機関

ASEAN
関連会合
(閣僚級)

日ASEAN特別法務
大臣会合
(日ALAWMM)

法務
(ALAWMM)

ASEAN-G7
法務大臣特別対話

ASEAN
関連会合
(実務級)

日ASLOM

法務
(ASLOM)

WG
TF

ワークプラン実現
に向けたWG・TF

- 犯罪人引渡
- 商取引法の調和

- UNDP
- UNCITRAL
- UNODC
- ERIA 等

その他
(ユース)

日ASEAN
ユースフォーラム

ASEAN
ユースフォーラム

グローバルユース
フォーラム、
ASEAN-G7 Next
Leaders Forum 等

4. 日本はこれから何をすべきか

法務・司法分野での重層的連携の強化

資料提供：法務省

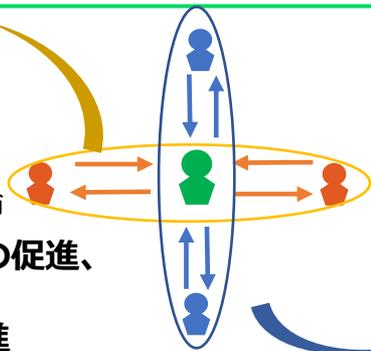
ASEAN・G7の法務・司法分野の次世代を担う若手職員の対話のためのプラットフォーム
ASEAN・G7ネクスト・リーダーズ・フォーラム（JAIF活用予定）

ASEAN・G7の枠組みを超えて真の相互理解を促進、長期的信頼関係を構築

横のつながり

ASEAN・G7各国の法務省等の若手職員が、法の支配等の推進に向けた政策的課題や取組等について議論

- ▶ 次世代のリーダーの相互理解の促進、信頼の醸成
- ▶ パートナーシップの形成を促進



縦のつながり

卒業生（アラムナイ）ネットワークを構築
▶ 世代を超えた人脈形成

第1回

令和6年6月26日～
7月2日（予定）

- ◆ ASEAN・G7の法務・司法分野リーダーの講演
- ◆ 各国の抱える政策的課題についての意見交換
- ◆ 法の支配に関する各国共通の課題を協議

次世代の法の支配に基づく国際社会を支えるユースの育成
法遵守のためのグローバルユースフォーラム

実施内容

世界各国の若者を対象。法の支配や司法を巡る現代的課題を議論。

議論の成果は勧告として取りまとめられ、国連に提出。⇒ユースの声を国連に届ける。

成果

法の支配に根ざしたリーガルマインドを有する国際法務人材の育成・確保。将来につながるパートナーシップが築かれる。専門家の議論に若者の意見を反映。

開催実績

令和3年（第1回）及び令和4年（第2回）開催。ASEAN含む各国・地域から各回につき100名以上参加。

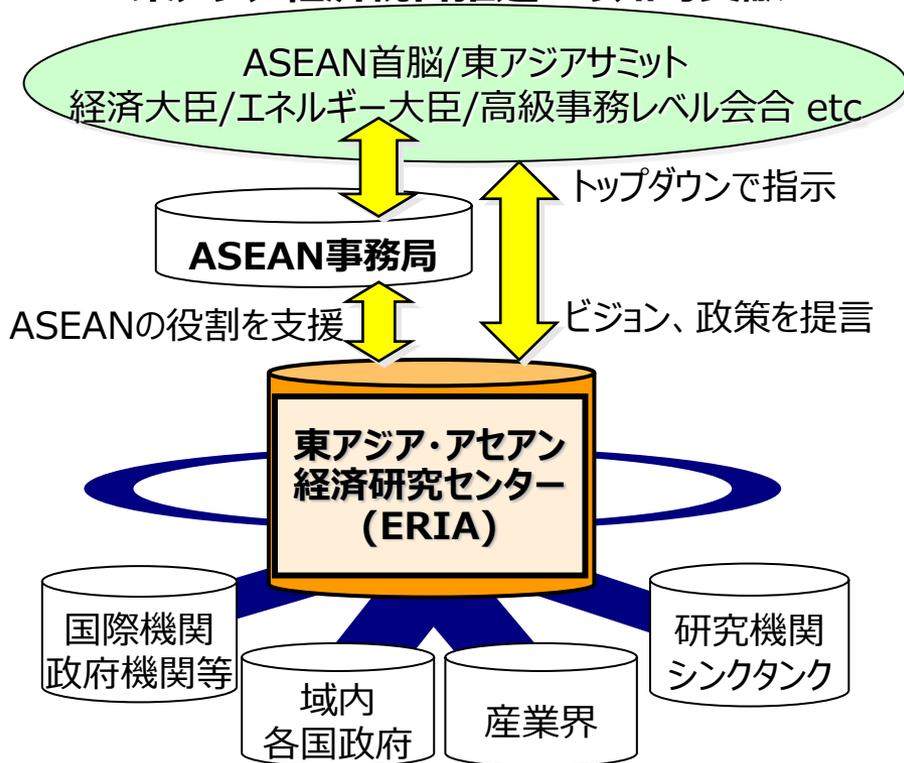


4. 日本はこれから何をすべきか

(参考) ERIA (東アジア・アセアン経済研究センター) 概要

- ERIAは、東アジア経済統合推進のため、政策研究・提言を行う国際機関（「東アジア版OECD」）として、日本が主導して2008年6月に設立
- 「経済統合の深化」、「発展格差の縮小」、「持続可能な経済成長」を柱に、東アジア地域全体で取り組むべき実践的な政策研究・提言・普及を実施
- 当該ERIAの活動を継続的に推進・実施するため、例年、ASEAN議長国を政策面で支援（2022年：カンボジア、2023年：インドネシア） 第17回東アジア首脳会議（2022年11月13日）議長声明パラグラフ32

東アジア経済統合推進への知的貢献



ERIAのメンバー国：16カ国

ASEAN 10カ国：

インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス

6カ国：

日本、中国、韓国、インド、豪州、NZ

ERIAの組織

議長：

理事（各国1名、任期は4年）：

【日本】榊原 定征（経産省参与・前経団連会長）

カオ・キム・ホンASEAN事務総長、他

事務総長： 渡辺哲也

※職員120名（2023年08月現在）

資料提供：ERIA